

情報最前線

■下水道事業受益者の申告対象区域

玉津	横黒中、横黒西、横黒下、玉津、船屋西南、船屋東北、川北、市塚 各一部区域
飯岡	辰川、西野口、池の内、末広町、上組、長屋敷、半田 各一部区域
西条	青江町、北新田 各一部区域
神拝	上喜多川、下喜多川北、御所通り、花園町、原の前西、八丁 各一部区域
大町	中町小川、上小川、岸陰、西の川原、明神木、春日町、沢 各一部区域
神戸	楠、宵の原、木挽原、東原、藪の内、中之段 各一部区域
禎瑞	禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橘	檜木西、野々市西、西泉東 各一部区域
氷見	大久保の一部区域
周布	周布の一部区域
多賀	北条、三津屋 各一部区域
三芳	三芳の一部区域
壬生川	壬生川の一部区域
丹原	丹原町願連寺の一部区域

■下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に生活排水や浄化槽等の汚水を下水道に接続しなければなりません。

また、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造し、下水道に接続しなければなりません。

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事を

行われる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。

指定工事店が分からない場合は市ホームページをご覧ください。

■問合せ

○市庁舎本館2階 下水道業務課 下水道業務係
TEL 089715211224

○東予総合支所建設管理課 東予・丹原下水道係

■水洗便所改造資金の融資をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事に對し、市では資金の融資を

■融資の対象者

○自己資金による改造が困難

○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がない

○下水道供用開始日から3年以内に行う工事

○申請者と生計が別で市内に住所のある連帯保証人がいる

■融資限度額

○くみ取り便所の場合
改造工事1件につき40万円

○浄化槽の場合
改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担

■償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月1万円ずつ償還

■申込方法 改造工事に着手する前に申し込んでください。

■問合せ
○市庁舎本館2階 下水道業務課 下水道業務係
TEL 089715211224

○東予総合支所建設管理課 東予・丹原下水道係

■下水道使用人数が変更した場合は届け出をしてください

下水道の使用料を使用人数で算定している家庭で、世帯人数に変更が生じた場合は、必ず市へ届け出をしてください。

■住民票を異動していない長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外への就学や入院・施設入所等で長期にわたる不在の世帯員がいる場合は、市へ届け出てください。

不在している人数分を差し引いて算定します。

■注意事項

長期不在者の届け出は、就学や入院等の事由により、使用料のわからない期間が異なりますので、1年ごとや年度末ごとの届け出が必要です。

詳細は、左表をご覧ください。お問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館2階 下水道業務課 下水道業務係
TEL 089715211224

○東予総合支所建設管理課 東予・丹原下水道係

■長期不在者が世帯のなかにいる場合の届け出

不在事由	届け出に必要な書類	使用料がかからない期間
市外の学校に在学(市外居住)	在学証明書	届け出をした年の年度末まで(年度ごとの届け出必要)
	学生証	学生証の有効期限
入院(1カ月以上)	○医師の診断書 ○最近の請求書・領収書	最長1年間(1年ごとの届け出必要)
施設入所(1カ月以上)	○入所証明書 ○最近の請求書・領収書	最長1年間(1年ごとの届け出必要)
就業のため市外に居住	勤務証明書	最長1年間(1年ごとの届け出必要)
その他の不在事由	○不在証明書 ○最近の公共料金請求書・領収書(不在者の氏名と居住先の記載が必要)	最長1年間(1年ごとの届け出必要)

※印鑑(スタンプ印不可)が必要です。
※届け出より期間が変更した場合も再度、届け出が必要です。